

各審議会(平成24年度第2回)における委員発言に対する対応方針

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
1	農業振興	長島委員	計画全般	「東京電力福島第一原子力発電所事故」という表記、その他では「原子力発電所事故」という表記があり、使い方がバラバラである。「以下、原発事故という。」でいいのではないか。	御意見を踏まえ、また、総合計画での記載との整合性を図り、次のとおり修正しました。 「東京電力福島第一原子力発電所事故」を「原発事故」、「東京電力福島第一原子力発電所事故による災害」を「原子力災害」、「東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波」を「東日本大震災」と記載しました。
2	農業振興	白岩委員	計画全般	水田2年作っていない。2年作らないと耕作意欲が落ちる。農家に対するケアをお願いしたい。	農家に対するケアについては、各地域の農林事務所農業振興普及部、農業普及所職員を中心に、営農再開に向けた営農相談や農作物等に関する情報提供など、農家一人ひとりと向き合った対応を行っているところです。 第3章・第3節「1 東日本大震災及び原子力災害からの復興」に次のとおり記載しました。 ○被災した農林漁業者等が安心して経営再開を果たせるようにきめ細かな情報提供や普及指導等を徹底するとともに、農地の確保、漁船や施設・設備等の復旧、水産加工原料の確保等に対して支援します。
3	農業振興	渡部委員	計画全般	農業者年金について、農地がなくなって年金がもらえなくなる問題についても支援して欲しい。	今回の農林水産業振興計画の見直しに直結するものではありませんが、農業会議が中心となって国等への働きかけを行っているので、その支援に努めていきます。
4	水産業振興	馬場委員	計画全般	福島復興再生基本方針においては、空間線量のレベルが年間1mSv以下となることを目標に掲げている。 この目標達成に向けて県独自の行動を具体的に記述しないと、計画の実効性が確保できない。また、農林地の除染に関しても県の考えを記載すべき。	第4章・第1節「1 避難地域における農林水産業の再生」において、「農用地、森林等の除染」の項目を立てて記載しました。 また、現在の県独自の行動については、第2章・第1節「6 本県の特徴的な取組」に「除染」の項目を立てて記載しました。

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
5	水産業振興	矢吹委員	計画全般	除染の必要性は理解できるが、除染時の水が、最終的には海を汚染することを頭に入れておいて欲しい。	<p>「福島県農林地等除染基本方針」の中に、「除染」に伴い発生する排水の取扱を盛り込み、注意喚起を図っています。</p> <p>また、第4章・第1節「4(1) 放射性物質の除去・低減」に次のとおり記載しました。</p> <p>○ 農用地については、新たな知見等を「福島県農林地等除染基本方針」に反映させながら、表土の削り取りやゼオライト等土壌改良資材の施用や反転耕、深耕等を組み合わせて、放射性物質の効率的・効果的な除去・低減に努めます。</p>
6	水産業振興	野崎副会長	計画全般	福島第一原子力発電所の滞留水について、関係各所の了解を得ないと放出しないとしている。水産業振興計画においても、「放出しない」と一項書いていただきたい(他委員から異議なし)。	<p>第3章・第3節「1 東日本大震災及び原子力災害からの復興」に次のとおり記載しました。</p> <p>○ 原発事故の早期収束と放射性物質汚染水等の万全の管理を国や事業者に求めていきます。</p>
7	水産業振興	佐川委員	計画全般	内水面漁協の組合員が減少しているのは、川離れ教育が要因と考える。自然のメカニズム、安全と危険は背中合わせという教育が必要であり、そうしたことを盛りこむべきである。	<p>第4章・第2節「3 『食』や『ふるさと』に対する理解促進」に次のとおり記載しました。</p> <p>○ 農林水産業・農山漁村の役割や重要性、自然の豊かさや厳しさなどについての理解を深めるため、将来を担う子どもたちや消費者を対象とした体験学習や消費者と農林漁業者が相互理解を深める交流を促進します。</p>
8	水産業振興	川邊委員	計画全般	「6次産業化」、「6次化」、「エコファーマー」、「GAP」等の用語説明が必要ではないか。	<p>県民が理解しやすい計画とするため、必要な語句に脚注を設けます。</p>
9	水産業振興	川邊委員	計画全般	生産から消費に至るまでの、放射性物質に対する安全性確保についてまとめて見せるところはないのか。	<p>第4章・第1節「4(2)放射性物質検査体制の確立」に安全・安心を確保する取組のイメージ図を掲載しました。</p> <p>なお、その他の項目においても、県民が理解しやすい計画とするためイメージ図等を挿入します。</p>

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
10	水産業振興	新谷委員	計画全般	全体を8年間で実施するのだと思うが、ガレキ除去、操業再開、加工などの問題別に、何年後にどのようにすると具体的には書かないのか。持ち場々で考えていかないのか、現場の声も吸い上げたらいいか。	重点戦略にあつては、年次別工程表を作成して、着実かつ効果的な施策展開を図ります。 また、点検・評価に当たっては、農林漁業者や県民等の声をしっかりと反映させていきます。
11	水産業振興	伊藤委員	計画全般	この計画の各施策について、職員が見れば、これはどこの部所で取り組む内容だということがわかるのか。そうであれば、どこが、いつ頃までにという切り口で整理できないか。	
12	農業振興	伊藤副会長	第1章 総説 第1節 計画策定の趣旨	産業としての変化が強く書かれているが、生産、操業だけでなく、生活の基盤、農山漁村が被害を受け、避難してなかなか戻れない、立入禁止区域が設定されて生活の基盤となる部分を失っていることを盛りこむ必要がある。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波によって、多くの人命が犠牲になるとともに、生活基盤、産業基盤等に甚大な被害が発生しました。 ○ これに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、大量の放射性物質が放出されたことから、農林漁業者を含む多くの住民が避難を余儀なくされ、事故発生から1年以上が経過しても、故郷への帰還の見通しが立てられない状況に置かれています。
13	森林	秋元会長代行	第1章 総説 第3節 計画期間	めざす姿の実現は、本当に8年後では厳しいと考える。特に30km圏内は、人も住めない、山にも入れない、中間貯蔵施設の問題もあって10年後になっても厳しいと考える。	県の最上位計画である総合計画と同じ計画期間としています。今の子どもたちが社会を担う将来(30年程度先)の本県農林水産業のめざす姿を描きつつ、平成32年度を目標年度とする8か年とします。 めざす姿の実現に向けて、避難指示区域の見直し等を踏まえて、取組が可能となる施策を着実かつ効果的に展開してまいります。
14	森林	山本委員	第1章 総説 第4節 計画期間	上位計画の計画期間に拘束されると思うが、30年間という期間が一番長いスパンなのか。30年よりも長い期間が必要ではないのか。戦いはもっと長いと考える。	
15	農業振興	長島委員	第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢 第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化 4 世界経済の一体化と多極化の進行	「TPP交渉への参加に向けて」という表現は言い過ぎである。参加は前提としないということで協議を進めているはずで、「TPP交渉に関し、平成24年1月より交渉参加国と協議を進めています。」と表現するべきである。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 我が国は、加盟国間で取り引きされる全品目の関税撤廃を原則とするTPP交渉に関して、平成24年1月より交渉参加国と協議しています。

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
16	農業振興	伊藤副会長	第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢 第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化 第4章 施策の展開方向 第6節 魅力ある農山漁村の形成	「6次化」、「6次産業化」自体は行政用語、政策を推進するために生まれてきた言葉であり、政治の行方によっては消えてしまうかもしれない。違う言葉に転換できないか。例えば「地域資源の総合化」など。	原案どおりとさせていただきます。 本県は、農林水産業の6次化や農商工連携などの動きを進展させ、これまでの枠組を超えた異業種や産学民官などの多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、これらの取組を戦略的に推進しているところです。 なお、第2章・第1節「6(3)地域産業6次化」に定義を含めて記述しました。
17	農業振興	横田委員	第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢 第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化 第4章 施策の展開方向 第6節 魅力ある農山漁村の形成	県外に出ている方も福島県民だと思っている。農林漁業者が戻っている絵姿が本当に復興した時だと思う。そのために8年間で何をするのかが見えない、例えば、「絆づくり」の中に県外の人とつながりを持っていくとか、今持っていることを盛りこまないと、出ている方が戻ってくることが見えない。	御意見を踏まえて、第4章・第1節「3 被災した農林漁業者等への支援」の記載を次のとおり修正しました。 ○ 県外に避難されている農林漁業者等に対して、故郷へ帰還し、安心して経営再開が果たせるように、原子力災害に対する様々な取組の実施状況や各種支援策等に関する情報提供に取り組みます。
18	水産業振興	川邊委員	第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢 第3節 福島県の農林水産業の現状と役割 4 水産資源	「○ 漁場や藻場、干潟には、津波によって壊れた建物等が堆積…」とあるが、地盤沈下には触れないのか。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 沿岸の漁場や藻場、干潟では地盤沈下が起こるとともに、津波によって壊れた建物等が堆積し、環境が大きく変化しています。
19	農業振興	伊藤副会長	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第1節 基本目標	一番強く出して欲しいのは、除染とかは次々解消され、「福島県の農山漁村に住んで、暮らして、農林水産業に関わって働くことによって誇りを持つ」、そういう誇りを持つ福島県民、農林水産業に関わって誇りを持つことが何とか盛り込めないか。	御意見を踏まえて次のとおり記載しました。 ○ 東日本大震災と原子力災害を乗り越え、安全・安心な農林水産物を消費者に提供し、環境と共生する農林水産業、持続的に発展する農林水産業に携わって生きることの「誇り」を胸に、ふくしまの将来を担う子どもたちへ「食」と「ふるさと」をしっかりと引き継いでいきます。
20	農業振興	岸委員	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第2節 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿	計画としては復興の計画を作らなければならないが、「めざす姿」において、必ずしも東日本大震災及び原子力災害からの復興を一番目に書かなくてもいいのではないかと。第3章において大震災だけに焦点を合わせたような目標立てをしなくても、復興のための施策は第4章に盛りこまれる。	第3章・第2節には、安全・安心な農林水産物の提供、持続的に発展する農林水産業、活力ある農山漁村、自然・環境との共生など子どもたちが社会を担う将来において農林水産業・農山漁村のめざす姿全体を記載しました。 この将来の姿の実現に向けて、大震災及び原子力災害から復興が優先して取り組む大きな課題であることから、めざす姿の第一に「東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たした農林水産業・農山漁村」を位置づけます。
21	農業振興	茂木委員	同上	今この時期に作るのだから、一番最初に乗り越える山は原子力発電所事故であり、一番最初に書かれるものである。復興を大前提として30年後を描くことができる。	

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
22	水産業振興	川邊委員	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第2節 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿 1 東日本大震災及び原子力災害から復興を果たした農林水産業・農山漁村	「〇風評被害は払拭されて、本県農林水産物は…」は、2つに分けた方が、「風評被害」と「都市と農山漁村の交流」のそれぞれの意味がはっきりするのではないか。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 風評被害は払拭され、本県産農林水産物は国内外から適正な評価を得ています。 ○ 放射性物質への不安が解消され、グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の交流が盛んになっています。
23	農業振興	長島委員	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向 1 東日本大震災及び原子力災害からの復興	「〇 農地、森林、農業水利施設等の効果的な除染を推進するとともに…」は、「除染を促進するとともに」ではないか。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 農地、森林、農業水利施設等の効果的な除染を促進するとともに、放射性物質の除去・低減技術の開発と普及に取り組みます。
24	農業振興	伊藤副会長	第4章 施策の展開方向 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興 1 避難地域における農林水産業の再生 4(1) 放射性物質の除去・低減	表土を剥ぎ取る、あるいは流されてしまったことに対して、量的な面ではなく、質的な面、地力回復をどうするかという点が欠けている。地力を回復するために、米を作らずに緑肥を作ると考える人もいるが、金銭面で考えると大豆、麦レベルにはならない。大豆、麦と同レベルで地力回復に取り組めるような支援を考えてほしい。	第4章・第1節「1 避難地域における農林水産業の再生」に次のとおり記載しています。 ○ 農業生産活動の早期再開を図るため、農用地の除染、復旧と併せて、地力回復対策に取り組みます。 なお、施策の展開に当たっては、生産現場の状況をしっかりと捉えた上で適切な事業構築を図ります。
25	農業振興	茂木委員	第4章 施策の展開方向 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興 4(2) 放射性物質検査体制の確立	資料2、30ページ「4(2) 放射性物質検査体制の確立」について、検査と迅速な結果の公表は一体と考える。ここまで書くのならば、公表についても書き込みを加えて欲しい。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 県産農林水産物の安全性の確認と消費者に対する正確な情報の提供を行うため、農林水産物の緊急時環境放射線モニタリングの充実・強化を図るとともに、わかりやすく、正確な検査結果の公表や消費者の理解促進等に取り組みます。
26	農業振興	長島委員	同上	「米の全量全袋検査の確立」については、念のため「県の管理の下全量全袋検査」としっかり書き込んで欲しい。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 基準値を超える米が流通、販売又は食用に供されることを防ぐため、県の管理の下、県内で生産された全ての米を対象とした全量全袋検査を推進します。
27	農業振興	岸委員	第4章 施策の展開方向 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興 4(3) 消費者の信頼確保	「情報の可視化」とは、よく使われている言葉では「見える化」と言っている。現代的な表現では「見える化」である。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ■ 放射性物質検査結果や生産履歴情報の見える化

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
28	農業振興	伊藤副会長	第4章 施策の展開方向 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興 4(3) 消費者の信頼確保	「○ 県産農林水産物…。特に、地産地消の牽引役である農産物直売所における影響が大きくなっています。」とあるが、震災によって売上が悪化しているのは確かだが、昨年に比べて多少戻ってきていると聞いている。「誇り」との関連で、これからの販売では地産地消を第一に考える必要があると考えているが、直売所への影響が大きいのであれば状況は違ってくるので、その点を確認したい。	御指摘いただいた点について、状況を確認し、次のとおり修正しました。 ○ 県産農林水産物の首都圏量販店における取扱停止、県産材の受取拒否や水産加工品の販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。また、地産地消の牽引役である農産物直売所の販売額は回復傾向にあるものの、依然として原発事故以前の水準には戻っていません。
29	農業振興	但野委員	第4章 施策の展開方向 第3節 農業の振興 1 いきいきとした農業担い手づくり	協業化なり、営農集団を作って、資本参加はできないが、労力を提供しつつ、地域の農地を守ろうとする人が大勢いる。それと企業等の農業参入と同一レベルでは考えて欲しくない。「■ 集落営農組織の育成及び農業者の法人化」と「■ 企業等の農業参入」としていただきたい。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ■ 集落営農組織の育成と農業者の法人化 ■ 企業等の農業参入の促進
30	農業振興	伊藤副会長	同上	認定農業者の育成、集落営農組織の育成などは大切なことだが、リーダーが不足していることを痛感している。リーダーを養成することへの支援をしっかりとやらないと難しい面が出てくる。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 地域農業の維持・発展に向けて、地域や集落の実情に応じて、認定農業者、認定農業者を核とした集落営農組織、新規就農者などの担い手確保とともに、地域をリードする優れた農業者の育成に取り組みます。
31	農業振興	長島委員	第4章 施策の展開方向 第3節 農業の振興 2 農業経営の安定	農作業事故防止について、団体でも3か年計画で事故ゼロ運動を進めている。農業者の事故防止、さらに放射能被ばくの問題など担い手の安全についてどこかに記載して欲しい。	農作業事故に関しては、第4章・第3節「1 いきいきとした農業担い手づくり」に次のとおり記載しています。 ○ 高齢者の農作業事故を防ぐため、農作業安全意識の啓発及び農業機械の安全操作等の研修などを継続して実施します。 放射線被ばくに関しては、第4章・第1節「4(1) 放射性物質の除去・低減」に次のとおり記載しました。 ○ 放射性物質に関する研修等を通じて、除染作業従事者等の放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生を確保していきます。

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
32	農業振興	茂木委員	第4章 施策の展開方向 第3節 農業の振興 4(4)ア 肉用牛	肉用牛の主たる産地が双葉牛と飯館牛、 全県的にも一番被害を被った部門であるの で、もうちょっと力を入れて書いてほしい。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 東日本大震災及び原子力災害により大幅に減少した飼養頭数の回復を図るため、地域単位での増頭対策を継続的に支援するとともに、休業している経営体の再開を図るため、国と連携の下、畜舎周辺や牧草地等の除染・整備を進めます。 ○ 後継者の確保を進め、地域のモデルとなる中核的経営体の育成と規模拡大を支援するとともに、経営者の高齢化に対応したヘルパー組織等による省力化を進め、飼養戸数の維持と飼養頭数の拡大による生産基盤の回復を図ります。
33	農業振興	岸委員	第4章 施策の展開方向 第3節 農業の振興 6 新技術の開発と生産現場への移転	「5(2) 国内における販売強化」の「 ■ マーケットインに基づく産品づくりと販売促進支援」と連動している。「6 新技術の開発と生産現場への移転」をより具体性を持った文言で書いていただきたい。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 農産物価格が低迷し、産地間競争も激化していることから、消費者や実需者のニーズを踏まえた本県の農産物の差別化、高付加価値化を図る必要があります。 ○ 本県の農産物の生産振興とブランド化による高付加価値化を図るため、消費者や実需者のニーズを踏まえた水稲、野菜、花き、果樹等の県オリジナル品種の開発や優良な種雄牛、豚・地鶏の系統造成を推進します。
34	農業振興	長島委員	第4章 施策の展開方向 第3節 農業の振興 7 農業関係団体との連携	「7 農業関係団体との連携」について、もう少し書き込んでほしい。復興・復旧のために農業関係団体の果たす役割は大きく、行政との連携は不可欠である。各団体の主体的な取組を基本としながら、活動を支援することを書き込んでほしい。森林では活動を支援すると書いてあるし、漁業では合併問題も支援すると書いてある。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 本県農林水産業の復興に向けて、福島県農業協同組合中央会等の県連団体、農業協同組合等が取り組む消費者の信頼確保、生産の回復・拡大等の取組を支援します。 ○ 東日本大震災により一変した農業協同組合の厳しい経営環境に対処するため、新たな組織体制の整備及び強固な経営基盤の確立に向けて取り組む系統組織との連携を強化します。
35	農業振興	茂木委員	第4章 施策の展開方向 第3節 農業の振興 7 農業関係団体との連携	資料2、79ページ「 ■ 土地改良区等」について、農用地利用集積の先頭に立つのが土地改良区であり、先頭に立つところへの何らかの支援があっても良いと思う。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 福島県土地改良事業団体連合会は、県内の土地改良区の連合組織として、農業水利施設等の保全管理及び土地改良区の運営に関する助言など指導的かつ重要な役割を担っていることから、その活動強化を支援します。 ○ 国や福島県土地改良事業団体連合会と連携を図りながら、土地改良区の組織及び運営基盤の強化、広域合併に向けた取組を支援します。 ○ 東日本大震災で被害を受けた地域や基盤整備を実施する地域における農地の復旧、大区画と併せた担い手への農用地利用集積等の活動を支援します。

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
36	農業振興	本部委員	第4章 施策の展開方向 第6節 魅力ある農山漁村の形成 3 地域産業6次化による農山漁村の活性化	「3 地域産業6次化による農山漁村の活性化」について、第1章「第1節 総説」とも関係するが、なぜ地域産業6次化という言葉に代えたのか？定義自体は変わっていないと思うが…。	原案どおりとさせていただきます。 本県は、農林水産業の6次化や農商工連携などの動きを進展させ、これまでの枠組を超えた異業種や産学民官などの多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、これらの取組を戦略的に推進しているところです。 なお、第2章・第1節「6(3)地域産業6次化」に定義を含めて記述しました。
37	農業振興	本部委員	第4章 施策の展開方向 第6節 魅力ある農山漁村の形成 3 地域産業6次化による農山漁村の活性化	6次化の狙いは農山漁村の所得向上と雇用の確保であるが、「①現状と課題」において、このことがぼやけてしまっている。	御意見を踏まえて、「①現状と課題」を次のとおり修正しました。 ○ 原発事故に伴う出荷制限、加工自粛、販売量の減少や価格の低迷等によって農林漁業者の収入が減少しており、今後経営継続を断念する農林漁業者の増加が懸念されます。 ○ 農林水産業・農山漁村を取り巻く情勢が厳しさを増す中、農林漁業者等の所得の向上、新たな雇用の創出、農山漁村の活性化を図るため、地域資源を活用した農林水産業の6次産業化、食品産業・観光業等との農商工連携など「地域産業6次化」に対する期待が高まっています。 ○ 「地域産業6次化」に取り組む人材の育成、消費者や実需者のニーズを的確に捉えた特色ある商品開発と販売促進を図る必要があります。
38	農業振興	本部委員	第4章 施策の展開方向 第6節 魅力ある農山漁村の形成 3 地域産業6次化による農山漁村の活性化	10行目「農林漁業者と他産業との連携強化による消費者の」について、「強化」と「消費者」の間に「各地域の」を入れるべきである。売り先によって、消費者の好みが異なり、作ったものが売れないこともある。	
39	農業振興	伊藤副会長	第4章 施策の展開方向 第6節 魅力ある農山漁村の形成 4(1) 農山漁村の定住環境の整備	定住環境の復旧、再生について記載されているが、新たに定住環境を作っていく、避難している方が戻ってくる、県内移住者が安心して暮らせる環境を作っていくことについても記載する必要があるのではないか。これは総合計画で記載することからかもしれないので整理してほしい。	委員の御意見は、農林漁業者に限定されるものではなく、全ての避難者を対象としているので、総合計画で取り扱うことが適当と考えます。 なお、現在の審議経過では「帰還を希望する長期避難者や帰還を希望しない避難者、自主避難者などに対して、災害公営住宅等の安定した住宅の確保、避難先での就職など、生活環境の整備に向けた取組を行います。」と記載されています。

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
40	農業振興	長島委員	第4章 施策の展開方向 第6節 魅力ある農山漁村の形成 5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進	「○ 農地への復元が困難な耕作放棄地等の資源を活用し…」とあるが、線量、放射性物質濃度が高いところにおけるバイオエタノールとか、その原料としての米づくりについて記載できないか。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 第4章・第1節「1 避難地域における農林水産業の再生」 ○ バイオマス燃料用作物の栽培・燃料化等の可能性について調査し、推進方針を策定するとともにその実現へ向けた取組を進めます。 第4章・第6節「5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進」 ○ バイオマス資源の再生可能エネルギー化を推進するため、バイオマス燃料用作物の栽培や燃料の製造技術等実証・研究段階にある技術の実用化へ向けた調査・研究に取り組み、推進方針を策定するとともに、地域に適した再生可能エネルギーの導入を促進します。
41	農業振興	茂木委員	同上	資料2、121ページ「5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進」について、ある程度放射性物質が移行すると思われる地域の農地を農地として使わないとどうしようもなくなる。何らかの物を作らせて、それを何らかの形で利用する。バイオマテリアルとして利用するとか、ガス化して電気を作って施設園芸で高付加価値の農業に取り組んで雇用を生ませるとか、そういう仕組みを作る必要があるが、この書き方では弱い。	
42	農業振興	茂木委員	同上	再生可能エネルギーに係る農地転用に対する県のスタンスを決めないといけない。	御意見を踏まえて次のとおり修正しました。 ○ 農地への復元が困難な耕作放棄地、津波により被災した農地、放射線量の高い農地等の資源を活用し、地域の農林漁業の健全な発展と調和を図りつつ、太陽光や風力による再生可能エネルギー電気の発電を促進します。
43	森林	緑川(平)委員	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向 4 林業・木材産業の振興 ほか	スギ林に降下した放射性物質の半分は枝葉に付着しているといわれており、ただ単に間伐し、幹だけを搬出して、残りを山林に放置して置くのでは、除染の意味がない。できるならば枝葉も搬出し、焼却して発電する。	御指摘いただいた枝葉も全て利用する考えであり、第4章・第4節「3(1) 県産材の利用促進」に次のとおり記載しています。 ○ 森林の再生により発生する間伐材の一部や枝葉、木材加工残材、樹皮(バーク)などの木質バイオマスについて、再生可能エネルギー発電プラントにおける原料としての利用を進めます。

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
44	森林	中山委員	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向 4 林業・木材産業の振興 ほか	放射能の低減となると、通常の間伐作業にプラスαの行為が含まれると思うが、それはどういう作業か。また、どういった地域で推進していくのか。	御指摘いただいた放射性物質の低減については、第4章・第4節「1 森林資源の充実・確保」に次のとおり記載しました。 ○ 放射性物質に汚染された森林においては、木材の汚染状況に応じた森林整備と木材の有効利用に取り組みます。 また、放射性物質を含む間伐材や枝葉を木質バイオマス発電等で全て利用する考えであり、第4章・第4節「5(1) 県産材の利用促進」に次のとおり記載しています。 ○ 森林の再生により発生する間伐材の一部や枝葉、木材加工残材、樹皮(パーク)などの木質バイオマスについて、再生可能エネルギー発電プラントにおける原料としての利用を進めます。
45	森林	中山委員	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向 6 魅力ある農山漁村の形成 ほか	枝葉も持ち出して処理しようとするれば出口対策が必要となる。バイオマス発電が整備されていない中、平成25年度から推進していくと思うが、どのようなスケジュールか。	木質バイオマス発電については、会津若松市において現在稼働しているほか、復興交付金事業等を活用して南相馬市、川内村で施設整備が進められているところです。木質バイオマス発電施設等の整備を促進するとともに、森林の再生を早急に進めていく計画としています。 なお、具体的なスケジュールについては、進行管理の中で固めてまいります。
46	森林	秋元 会長代行	同上	県として、原発を全て無くし、電気はバイオマス発電を主としていくという方針があるのならよいが、その点がうやむやな中で除染、バイオマスという言葉が簡単に使うと無理があると思う。労力、手間、人件費が掛かる。県は本当に推進していくのか。	県が、平成23年8月に策定した復興ビジョンの基本理念に「『脱原発』という考え方の下、原子力に依存しない社会を目指し、環境と共生が図られた社会づくりを進めること」を掲げております。 また、木質バイオマス発電施設の整備については、木質バイオマス供給可能量や発電施設における需要量等を調査、検証しながら進めてまいります。
47	森林	大平委員	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向 6 魅力ある農山漁村の形成 ほか	木質バイオマス発電によって、8千Bqを超える灰が出ると思うが、処分方法をどのように考えているのか。	8000Bq/kgを超える汚染物は指定廃棄物に区分され、一時保管場所から管理型処分場、中間貯蔵施設への運搬、処分は国が責任を持って行うこととなります。

No	審議会	意見者	該当箇所	発言要旨	対応
48	森林	山本委員	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向 6 魅力ある農山漁村の形成 ほか	灰の処理、処分施設、しかも何十年間も監視を続けるというところまでビジョンを立てた上で、木質バイオマス発電を強力に推し進めて欲しい。35～40万kwを目指すということ、監視を続けるということを盛り込んで欲しい。	8000Bq/kgを超える灰については、指定廃棄物に区分され、一時保管場所から管理型処分場、中間貯蔵施設への運搬、処分は国が責任を持って行うこととなります。 また、平成24年3月に改定された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」では、平成52年頃までに県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県となることを目指しています。農林水産部門においては、農山漁村に賦存する太陽光、風力、水力、バイオマス等の地域資源を活用した再生可能エネルギー発電や熱利用を推進し、この目標達成に寄与するとともに、農山漁村の活性化を目指してまいります。このため、第4章・第6節「5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進」に次のとおり記載しています。 ○ 間伐材等木質バイオマスを原料とした発電や熱利用施設の整備を支援し、森林資源の有効活用を促進することにより、森林整備や木材生産の活性化を図ります。 なお、具体にあっては、福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（平成24年3月改定）に即して推進していく考えです。
49	森林	菅野委員	同上	復興ビジョンの中で原子力に頼らない再生可能エネルギーを推進するとされているとのことだが、ここで取り上げている再生可能エネルギー源は、除染により生ずる間伐材、庭木を対象にしているのか、あるいは除染とは全く関係のない健全な木材を対象にしているのか。	再生可能エネルギーは、農山漁村に賦存する小水力や風力、バイオマスなどの地域資源を対象としています。除染による間伐材の他、木材加工残材などを利用していく考えです。このため、第4章・第4節「3(1) 県産材の利用促進」に次のとおり記載しています。 ○ 森林の再生により発生する間伐材の一部や枝葉、木材加工残材、樹皮(バーク)などの木質バイオマスについて、再生可能エネルギー発電プラントにおける原料としての利用を進めます。
50	水産業	野崎副会長	指標関係	資料3の指標は、放射性物質の影響を受けている漁業に関する実態を現す指標であるか疑問だ。放射性物質の影響を受けていることを認識して欲しい。	御意見を踏まえて指標の見直しを行い、今回新たな指標項目として「漁船数」、「操業再開した漁業経営体数」、「水揚げを再開した産地市場数」等を提案いたします。